

「鹿児島市上町ふれあい広場及び 上町の杜公園」

芝生・花壇・樹木等維持管理業務の詳細

1 総則

(1) 一般事項

この芝生・花壇・樹木等維持管理業務の詳細（以下「詳細」という。）は、鹿児島市上町ふれあい広場及び上町の杜公園の芝生、花壇、樹木等の維持管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

(2) 準拠図書

本業務は、協定書及びこの詳細によるほか、鹿児島県土木部監修の「土木工事共通仕書」、「植栽工事共通仕様書」、「土木請負工事必携」及び「公共用緑化樹木品質寸法規格基準(案)」による。

(3) 疑義

この詳細及び準拠図書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、鹿児島市（以下「本市」という。）と協議し、かつその指示に従わなければならない。なお、当初予定になり業務の事項が発生した場合は、その都度協議の上、その対応を決定するものとする。

(4) 業務の施行箇所

本業務の施行箇所は、敷地区域の全てとする。

2 安全管理

(1) 諸法規の遵守

本業務の実施者（指定管理者又は指定管理者から本業務の全部又は一部を委託された者をいう。以下同じ。）は、労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。

(2) 敷地内の安全管理

敷地内の安全管理については、十分留意し作業標識版、バリケード、作業標識灯、交通整理員、その他必要な処置によって、来園者に与える影響を最小限に抑えるよう作業計画を作成し、作業箇所周辺におけるトラブル等の絶無に努めること。

(3) 事故の場合の措置等

指定管理者は、人身事故、災害又は、第三者に損害を与える事故が発生した場合は、応急処置を講ずるとともに、事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について遅滞なく本市に報告すること。また、第三者及び従事者に損害が生じたときは、指定管理者の負担によって、これを補償すること。

(4) 作業中の車両等

公園内で本業務の実施者が使用する車両については、実施者の名称及び業務作業中の表示、回転灯の点灯等で、来園者にわかるようにすること。また、停車中の作業車については、安全管理を十分に行うこと。

3 工程管理

指定管理者は、協定締結後 2 週間以内に管理種別ごとに年間の管理工程を作成し、本市の承認を受けること。

なお、この業務を第三者に委託する場合も同様とする。また、樹木等の維持管理業務において、第三者に業務を委託する場合は、委託する業務内容等について事前に本市と協議し、文書などにより本市の承諾を得ること。

4 現状の変更等

敷地内の樹木、芝生、花壇等を含む現状を変更する場合、又は現状等の更新を行う場合は、本市と協議し、その承認を受けた後に作業を行うこと。

5 台帳の整備等

敷地内の樹木、芝生、花壇等を含む全ての数量の再確認を行い、図面を伴う数量台帳の整備を行うこと。台帳整備はゾーン別に行い、完成後台帳を1部本市に提出すること。また、台帳整備後は、年度終了時点で変更箇所の修正を行い、その都度本市に提出すること。

6 樹木管理

(1) 剪定

剪定を行う高木、中木、低木の中で特に自然形状で管理している樹木（竹、笹類を含む）については、次の事項等を考慮し業務を行うこと。

また、植栽後5年以上を経過した樹木の中で、施肥等の必要がなくなった樹木については、肥培管理は行わず、剪定管理に重点を移して行くこと。ただし、一部の樹木については除くものとする。

- ① 剪定は、来園者又は車等の支障にならないように下枝の除去を当面は主に行い、合わせて、枯枝、不要枝の除去も行うこと。
- ② 樹高の高い樹は、台風災害を考慮し周辺環境に応じた高さで抑えること。
- ③ 業務予定内の樹木の中で、本市の指示による剪定等の作業は速やかに行うこと。
- ④ 業務予定外の樹木については、協議してその対応を決定するものとする。
- ⑤ 剪定作業については、下記の事項を考慮し行うこと。

ア 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正、込み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等の目的も含むものとする。

イ 剪定方法としては、枝おろし（大枝おろし）、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等を、それぞれの樹種、形状及び剪定の種類に応じて、最も適切な方法により行うこと。

ウ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。

エ 剪定後の切り口には、保護剤の塗布を行うこと。

オ 剪定した枝葉は、まとめて速やかに処理するとともに、樹木周辺をきれいに清掃すること。

カ 花木類の剪定を行う場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

キ 樹種別の剪定が必要な場合は、本市の指示を仰ぐこと。

(2) 刈り込み

高木を含む中低木の内、整形的に刈り込みを行う樹木（竹、笹類含む）については次の事項等を考慮し、業務を行うこと。なお、刈込形については、原則曲線を主体とした刈込みとすること。

- ① 高木の刈り込みを行うときは、本市と協議すること。

② 見通しの悪い箇所については、下枝の切除や低刈込みを行う等見通しの確保に努めること。

③ トゲのある樹木については、来園者に支障とならないように刈り込むこと。

④ 刈り込み作業については、次の事項を考慮し行うこと。

ア 枝の密生した部分は、中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。

イ 枯枝、徒長枝等をせん定し、枝の整理を行った後、一定の形を定めて刈り込みを行うこと。

なお、生垣の刈り込みについては、下枝部分が著しく疎とならないように管理すること。

ウ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。

エ 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、シュロ縄を用いること。

オ 刈り取った枝葉は、速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようにきれいに取り去ること。また、刈り込んだ樹木の周辺は、きれいに清掃すること。

カ 樹種別の剪定が必要な場合は、本市の指示を仰ぐこと。

(3) 樹木等の補植（移植含む）

① 公園内の樹木の内、植栽後5年以上を経過しているものの中で、密な部分については、公園内で移植を行い、樹木の適正配置に努めること。

② 台風等の災害により倒木した樹木については、復旧せずにその状態に応じて撤去すること。なお、必要がある場合は、新植又は園内移植により補植を行うこと。

③ 来園者等の影響により、樹木が枯死又はなくなった箇所については、修景を考慮し、樹種の変更も含めた補植を行うこと。

④ 公園の修景上必要と思われる場所については、樹木等の植え付けを行うこと。

(4) 支柱管理

① 樹木管理上必要でなくなった支柱については、撤去すること。なお、不朽した支柱材については、取り替えを行うこと。

② 支柱の影響により来園者の利用の妨げとなるものについては、撤去又は組み替えを行うこと。

③ 撤去支柱の内、再度の使用に耐えうるものについては、再利用を図ること。

④ 支柱撤去後の穴には、土の補充を行うこと。

⑤ 新設の支柱材料は、防腐防蟻加工の内JAS規格のものを使用すること。

(5) 施肥

① 施肥については、樹木の生長度に合わせて控えるように計画し、過度の施肥については、樹木の自然生長の妨げや生長のしすぎの傾向になるので注意すること。

② 施肥の材料については、経済性や能率性等を考慮すること。

③ 施肥の材料については、出来るだけ有機系の材料を使用すること。

④ 植栽後5年以上を経過した樹木の中で施肥等の必要でなくなった樹木については、必要以上の施肥は行わないこと。

⑤ クロガネモチ、サザンカ等多肥を好む樹種については、計画的な肥培管理を行うこと。

- ⑥ 使用する肥料の種類については、本市と協議すること。

7 芝生管理

- (1) 刈り込みの頻度については、芝種や芝生の管理状態、来園者の利用形態に応じた工程を作成し行うこと。
- (2) 刈り込みを行う機種は、芝種や芝生の管理状態、来園者の利用形態を考慮し、決定すること。
- (3) 縁切りについては、公園全体を計画的に行うこと。なお、切除する位置は、芝の生長を考慮し、決定すること。
- (4) 刈り込み作業については、下記の事項等を考慮し実施すること。
 - ① 芝生内にある石、空き缶等障害物等は、あらかじめ取り除くこと。
 - ② 芝生内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈り残しのないように均一に刈り込むこと。
 - ③ 刈り込み高さは、芝種、芝生の管理状態又は来園者の利用形態を考慮すること。
 - ④ 樹木の根際、柵類のまわりなど機械刈りの不適當又は不能な場所は手刈りとする。特に機械により、樹木の根元に傷等を付けないようにすること。
 - ⑤ 縁切りは、寄植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄植えにあつては、現状の位置において垂直に切り込み、せん除すること。なお、縁石上に侵入してきた芝は、縁石の内側で垂直に切り込み、せん除すること。
 - ⑥ 刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈り跡は、きれいに清掃すること。
- (5) 施 肥
 - ① 施肥については、芝生面にむらのないように、散布機械等を使用し均一に散布すること。
 - ② 肥料の種類については、芝種、床土等考慮し、多肥にならないように効果的な計画を立てること。
 - ③ 使用する肥料の種類については、本市と協議すること。
- (6) 補 植
 - ① 芝生の枯死した場所、生長の悪い場所等については、計画的に補植を行うこと。なお、芝生の生長に適さない部分については、樹木等への変更を考慮すること。
 - ② 補植を行う場合は、最も活着しやすい時期に来園者の利用の妨げとならないよう考慮して行うこと。
- (7) その他の管理作業
エアレーション、バーチカル、目土散布等の管理作業においては、計画的な作業を行うこと。

8 花壇管理

- (1) 花壇の種別
 - ① 花壇（フラワーポット等含む）については、公園内の必要な箇所に設置するものとし、来園者が花の持つ美しさ、四季を感じられるような計画とすること。
 - ② 現在設置してある位置については、必要性や効果等を考慮し、既存の位置にとらわれ

ず最も効果が高いと考えられる箇所や面積等に変更していくこと。

- ③ 草花種等については、経済性や効果等を考慮し、年間の計画をたてること。また、ただ花が植えてあれば良いという考えではなく、デザイン、花種等は特に注意すること。
- ④ フラワーポット等については、植え付け後直ちに設置するのではなく、園内の置場で養生をし、適正な大きさまで育てた後に設置すること。設置についても、デザイン、設置箇所、ポットの組み合わせなどを考慮すること。

(2) 花の苗及び植え付け

- ① 花の苗は、発育良好で病害虫に侵されていないもので、細根の多く発生している徒長していない苗を使用すること。
- ② 植え替えの際には、古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、処理すること。
- ③ 花壇面は庭土をシャベル等により 30 cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後に、大きいゴロ石やゴミ等を取り除き凸凹のないよう一様にならすこと。
- ④ 施肥は、草花の生育状態等を考慮し、多肥にならないように効果的な散布を行うこと。なお、散布の時に草花の花、葉に肥料がかからないよう注意すること。
- ⑤ 花苗の植え付けは、事前に本市と協議すること。
- ⑥ 元肥は、土壌の改良等を考慮し改良材については、土壌調査を行うなど適切な土壌改良を行うこと。改良材の混合は、深さ 30 cm から 40 cm 程度までの床土と良く反転混合すること。
- ⑦ 植え付け後は、良く灌水すること。また、灌水により傾いたり根が浮き上がるなど植え付けが確実でないものは、植え直しすること。
- ⑧ 植え付け後、盗難及び踏みつけにより欠株となった部分には補植すること。

(3) 維持管理

維持管理とは、除草、清掃、灌水、病害虫駆除、花がら取り等植え付け後の管理に必要な作業とする。維持管理の回数は、必要に応じ適時行うこと。

なお、除草及び灌水等は、天候、土壌状態に注意し、無駄なくしかも時期を失しないよう行うこと。

9 除草（全ての業務内容に適用する。）

- (1) 高木・中木根元、生垣周辺、及び寄植内の除草を行うものとし、既存樹木を傷めないよう除草器具などを用いて、根ごと取り除くこと。特にヨモギ、カヤ等は、根ごと取り除き、切断などないように十分注意すること。また、落葉、空き缶、小石等は掻き集めて取り除くこと。
- (2) 高木・中木根元、生垣周辺及び寄植内に刈り込んだ芝は、かま等を用いて切断し、除去すること。
- (3) 抜き取った雑草は、速やかに処理すると共に、除草跡は、きれいに清掃すること。

10 剪定枝葉等の処理（芝生、花がら等含む）

剪定枝葉等の処理については、敷地内でリサイクルに努めること。

11 災害

台風災害等の自然災害発生後は、速やかに公園内の樹木、施設等の被害状況を調査の上、本市まで報告すること。